

第三十一号

職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成十九年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化に資するため、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの間の職員の給料月額、管理職手当等を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。